証券コード　6727
平成27年６月５日

株　主　各　位

埼玉県加須市豊野台二丁目510番地１
株　式　会　社　**ワ　コ　ム**
代表取締役社長　山　田　正　彦

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って平成27年６月25日（木曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番３号
ベルサール新宿グランド　１階
イベントホール

３．目的事項

報告事項
１．第32期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第32期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

４．議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日(木曜日)午後６時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成27年６月25日(木曜日)午後６時までにご行使ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページ（http://www.wacom.com/）に掲載しており、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面の他、当社ホームページに掲載した連結注記表及び個別注記表であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.wacom.com/）に掲載いたします。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

(2)議決権の行使期限は、平成27年６月25日（木曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3)書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2)パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1)パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a).ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降のMicrosoft® Internet Explorer

(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又はVer.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、 Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバー及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2)携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能な機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用になれない場合があります。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120（652）031（受付時間　9:00～21:00 ）

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］0120（782）031（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

６．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法により議決権を行使していただくことも可能です。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）における当社グループを取り巻く事業環境は、地域や事業分野により強弱感が見られました。国内では、消費税増税後一時的に落ち込んだ景気が緩やかな回復を示す一方で、米国では、雇用環境の改善などにより個人消費が堅調に推移しながらも、企業業績には原油安やドル高の影響を受けた弱さも見られました。欧州では、昨年来のウクライナ情勢などにより景気回復が遅れ、中国では、政府主導の経済運営により景気減速への下支えが続けられています。主要通貨に対する円相場は、円安基調で推移しました。IT分野では、モバイル、クラウド、ソーシャルネットワークなどが大きく進展することで、業界の構造変化が進むとともに、当社製品を取り巻く市場環境も急激に変化しています。

ブランド製品事業のクリエイティブビジネス分野では、映画やコミック、ゲームといったデジタルコンテンツ制作が、アジアや南米などの新興国に広がりを見せています。また、先進国では、産業界、一般消費者の別なく3Dプリンティングの利用が急速に拡大しています。一方、デザイン制作環境は、従来のデスクトップからクラウドコンピューティングをベースとしたモバイル環境に広がってきています。コンシューマビジネス分野では、タブレットに簡単に描画やメモ入力できるスタイラスペン市場が拡大し、競争も急速に激化しています。特定業務分野ビジネスにおいては、医療、教育、金融など幅広い分野でペーパーレス化や電子サイン認証へのニーズが高まっており、コスト抑制や情報セキュリティ向上の観点から、ペンタブレットの導入が進んでいます。

コンポーネント事業では、中低位機種スマートフォン市場が新興国を中心に急速に成長する一方、上位機種スマートフォン市場の成長が緩やかになったことから、業界構造に変化が生じています。また、急拡大が期待されたタブレット市場の成長にも調整が入りつつあり、更なる差別化ニーズ

が高まっています。他方、教育用端末や電子ブック市場では、読むだけでなく書くことを可能とする電子ペン技術へのニーズが高まってきています。

このような急速に変化する事業環境の下、当社はグローバルリーダーとしての地位をより一層強固にするとともに、将来の成長基盤構築のための投資を強化しました。電子ペンの普及を加速するため、手書きのデジタルインクをOSやメーカーの違いを越えて共有し活用できる仕組みである「WILL（Wacom Ink Layer Language）」の開発とパートナー拡大に取り組みました。ブランド製品事業においては、幅広いユーザーのニーズに応えるため、タブレット向けの製品ラインを拡充しました。コンポーネント事業においては、新たにアクティブES（Active Electrostatic）方式電子ペンを開発し、顧客拡大を図るとともに量産を開始しました。

さらに、急速なグローバル化とe-コマース（電子商取引）への移行が進む中、柔軟かつ迅速な生産計画を可能にするグローバルサプライチェーンの再構築とグローバルIT基盤の整備に長期的な観点から取り組んでいます。並行して、グローバルビジネスの成長のため、従来の地域販社を中心とした販売体制から顧客カテゴリー別のグローバルビジネスユニット（事業部）へ再編する機構改革に取り組み、平成27年４月より新組織体制に移行しています。新組織体制の下、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ってまいります。

また、当社は平成26年４月の中期経営計画発表後の急激な経営環境の変化を受けて財務目標の見直しを進め、ビジネスモデルのモバイル、クラウドベースへの進化を軸とする基本戦略を引き続き維持しつつ、新たなグローバル事業組織の下、グローバル新規市場の開発と既存事業の更なる強化に取り組むことなどにより事業成長を図る新たな４ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は売上高が74,557,460千円（前期比5.2%減）となり、営業利益は6,142,669千円（同29.1%減）、経常利益は6,064,612千円（同26.8%減）、当期純利益は3,473,144千円（同33.8%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

○　ブランド製品事業

ロシアやウクライナ市場の減速、競争激化によるスタイラスペン製品の価格低下、ディスプレイ製品の販売鈍化などがありましたが、タブレット向けスタイラスペン製品の新製品投入、電子サイン用途製品の急拡大などがあったことで、事業全体としての売上高は前期を上回りました。

＜クリエイティブビジネス＞

・　ペンタブレット製品

「Intuos(インテュオス)」（旧「Bamboo（バンブー）」）のブランド名変更によるユーザーの混乱が上期まで続いたことや一部のユーザーのニーズがPCからタブレットへ移行したことなどで、全般的に販売は振るいませんでしたが、クリスマス商戦期のグローバルキャンペーン等の効果があり、売上高は前期を上回りました。

・　モバイル製品

前期に発表したOS搭載タブレット「Cintiq Companion（シンティックコンパニオン）」（Windows ８ Pro OS搭載）と「Cintiq Companion Hybrid（シンティックコンパニオンハイブリッド）」（Android 4.2 OS搭載）の販売が引き続き安定的に推移し、売上高に貢献しました。また、９月には、ペン先を細く改良したことで、よりきめの細かいスケッチや色塗り等を可能にした、第２世代のiPad用高性能スタイラスペン「Intuos Creative Stylus（インテュオスクリエイティブスタイラス）２」を発表し、高い評価をいただいております。さらに２月には､Windows ８ OS搭載でPCに付属の専用ケーブルを接続することにより液晶ペンタブレットとしても利用できる、高機能クリエイティブタブレット「Cintiq Companion ２」を発表しました。

・　ディスプレイ製品

22インチサイズの「Cintiq 22HD」の販売は引き続き順調に推移したものの、13インチサイズの「Cintiq 13HD」や発売から４年目を迎えた24インチサイズの大型ディスプレイ製品「Cintiq 24HD」と「Cintiq 24HD Touch」の販売は振るいませんでした。そのような中、２月に27インチシリーズの「Cintiq 27QHD」と「Cintiq 27QHD Touch」、３月に「Cintiq 13HD Touch」の発売を開始し、「Cintiq」シリーズ全体では、売上高は前期を上回りました。

＜コンシューマビジネス＞

高い耐久性と滑らかな描き心地を実現した、第３世代のスタイラスペン「Bamboo Stylus solo（バンブースタイラスソロ）」と、ボールペン付スタイラスペン「Bamboo Stylus duo（バンブースタイラスデュオ）」、さらに、iPad用に筆圧機能を搭載し、細かい文字を書いたりスケッチができるスタイラスペン「Bamboo Stylus fineline（バンブースタイラスファインライン）」を９月に発売し、好評を博しております。一方で、競争激化によりスタイラスペン製品の価格が低下したことやタッチパッド「Bamboo Pad（バンブーパッド）」の販売が低調だったことから、売上高は全体として前期を下回りました。

＜特定業務分野ビジネス＞

電子サインソリューションの利用分野拡大に伴い、液晶ペンタブレット「DTU（ディーティーユー）1031」や液晶サインタブレット「STU（エスティーユー）430」と「STU530」が欧州地域の金融及び流通ソリューション分野やラテンアメリカで好調に推移したことで、売上高は前期を大きく上回りました。

＜地域別＞

米州は、主としてクリエイティブビジネス分野のモバイル製品の販売が好調に推移し、売上高は前期を上回りました。欧州は、ウクライナ情勢の影響を受けてロシア、ウクライナでの販売が急減したものの、特定業務分野ビジネス向け液晶ペンタブレットの販売が好調に推移し、売上高は前期を上回りました。日本国内は、新製品効果によりクリエイティブビジネス分野のモバイル製品やコンシューマビジネス分野は順調に推移したものの、クリエイティブビジネス分野のディスプレイ製品や特定業務分野ビジネス製品の販売が振るわなかったことから、売上高は前期を下回りました。アジア・オセアニア地域は、特に中国、韓国でクリエイティブビジネス分野や特定業務分野ビジネスが好調に推移し、売上高は前期を上回りました。

この結果、売上高は43,625,486千円（前期比12.0％増）、営業利益は5,964,586千円（同14.4％増）となりました。

※　クリエイティブビジネス：
ペンタブレット……Intuosシリーズ
（旧Bambooペンタブレットを含む。）
モバイル……Cintiq Companion
Intuos Creative Stylus
ディスプレイ……Cintiqシリーズ
コンシューマビジネス：
スタイラスペン、タッチパッド……Bambooシリーズ
特定業務分野ビジネス：
液晶サインタブレット……STUシリーズ
液晶ペンタブレット……DTシリーズ

○　コンポーネント事業

サムスン電子などの一部主要タブレットメーカー向けのペン・コンポーネントの受注が急速に減少したことで、売上高は前期を下回りました。

＜スマートフォン向けペン・センサーシステム＞

量産立ち上げに遅れが生じていたサムスン電子の新モデルGalaxy Note４向けは、下期に入り出荷が本格化したものの、当初の想定ほど出荷量が伸びず、売上高は前期を下回りました。

＜タブレット向けペン・センサーシステム＞

大手タブレットメーカー各社における当社電子ペン技術の搭載機種数が着実に拡大しました。その一方で、大手タブレットメーカー向けの出荷が急速に減少し、売上高は前期を下回りました。そのような中、多様化するタブレットユーザーのニーズに応えるため、当社独自の新技術であるアクティブES方式電子ペンを開発し、タブレットメーカー各社の高い評価を得て、量産を開始しました。

＜ノートPC向けペン・センサーシステム＞

キーボード着脱型タブレットの増加により電子ペンの需要がノートPCからタブレットにシフトしたことや、旧製品からの切替期に当たったことなどから、売上高は前期から大幅に減少しました。

この結果、売上高は30,277,172千円（前期比22.4％減）、営業利益は4,641,641千円（同30.4％減）となりました。

○　その他（ソフトウェア事業）

新製品「ECAD dio DCX R1（イーキャドディオディーシーエックスアールワン）」の大型案件獲得や、前期からのMicrosoft社によるWindows XP OSのユーザーサポート終了に伴う買い替え需要喚起も引き続き奏効し、売上高は前期並みで推移しました。

この結果、売上高は654,802千円（前期比0.2％増）、営業利益は55,126千円（同55.0％減）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成27年３月に、台湾のウォルトップ社(WALTOP International Corp.）からEMR（電磁誘導方式）関連事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 29 期 (平成24年３月期)	第 30 期 (平成25年３月期)	第 31 期 (平成26年３月期)	第 32 期 (平成27年３月期)
売　　上　　高(千円)	40,705,578	61,068,078	78,615,309	74,557,460
経　常　利　益(千円)	3,891,701	7,558,507	8,282,411	6,064,612
当　期　純　利　益(千円)	2,181,341	4,770,485	5,248,762	3,473,144
１株当たり当期純利益（円）	5,463.95	29.81	31.31	20.86
総　　資　　産(千円)	34,129,398	50,124,193	50,859,157	51,456,857
純　　資　　産(千円)	18,917,895	29,211,533	32,799,328	33,858,970
１株当たり純資産額（円）	47,350.46	173.15	196.14	202.14

（注）平成25年６月１日付で１株につき400株の割合で株式分割を行いましたが、第30期の期首に当該株式分割が実施されたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ワコムヨーロッパ	557,648 千円	100%	当社電子機器製品の欧州、アフリカ、中東での販売及びソフトウェア開発
ワコムテクノロジー	1,003,049 千円	100%	当社電子機器製品の北中南米での販売及びソフトウェア開発

(4) 対処すべき課題

平成27年４月のグローバル組織機構改革にともない、「ブランド製品事業」の「特定業務分野ビジネス」を「ビジネス・ソリューション」に、「コンポーネント事業」を「テクノロジー・ソリューション事業」にそれぞれ呼称変更しております。

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「A WORLD ALIVE WITH CREATIVITY（クリエイティビティにあふれた活き活きとした世界）」をビジョンとし、より豊かで創造的な暮らしを実現したいと願っております。そのために、自然で直感的なユーザーインターフェイス技術で、世界に貢献するグローバルリーダーをめざしております。その際に重要なことは、どんなに高度な技術を基盤としていてもお客様にはそれを感じさせない、「人が直感的に使用できる製品」を提供することと考えております。

この信念が結実して提供される当社の製品とサービスに、お客様が満足と感動を覚えていただけるものと確信しております。そして当社もそれを励みとして更なる技術革新と事業成長に挑戦していけるものと考えております。

また、グローバルに事業を展開するに際して、企業の果たすべき社会的責任を真摯に受け止め、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

② 目標とする経営指標

当社グループは、平成26年４月に、「中期経営計画：WAP1215(Wacom Action Plan for Changing Platform 1215)」の修正版を策定し、グローバルな事業成長を目指す基本戦略は維持しつつ、市場環境の変化等を反映した経営目標を設定しました。しかしながら、その後の市場と経営環境の変化が著しく、当社の事業モデルも大きく変化しつつあります。そのため、今回「ワコム戦略経営計画(Wacom Strategic Business Plan) SBP-2019」を新たに策定し、改めて経営目標を設定しました。ビジネスモデルのモバイル、クラウドベースへの進化を軸とする基本戦略を引き続き維持しつつ、新たなグローバル事業組織の下で、グローバル新規市場の開発と既存事業の更なる強化に取り組みます。平成31年３月期に連結売上高1,200億円、連結売上高営業利益率12%、連結株主資本利益率20%以上の達成を財務目標としてまいります。

③　中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

当社グループは、上記「ワコム戦略経営計画 SBP-2019」の実現に向けた成長戦略を、次の７つの項目にまとめ、それらを着実に実行し成果につなげることを対処すべき課題と捉え取り組んでおります。

(対処すべき課題)

1) ビジネスモデルのモバイル、クラウドへの進化
2) 新グローバル事業体制による統合強化と成長加速
3) モバイル製品ラインの強化、3D市場の拡大、新興市場への投資によるクリエイティブビジネス加速
4) 新デジタル文具とクラウド統合による新たなコンシューマユーザーの獲得
5) アクティブES方式電子ペン技術とWILL(Wacom Ink Layer Language)によるテクノロジー・ソリューション事業の拡大
6) WILLとデジタルサインソリューションによるワークフローとセキュリティビジネスの強化
7) グローバルビジネスシステムの活用による効率とスピードと収益性の向上

(具体的な対処方針等)

当社の成長戦略は、近年のビジネスプラットフォームの急速な変化に対応するとともに、ブランド製品事業とテクノロジー・ソリューション事業の両事業の成長を加速させることを軸としています。そのために事業組織体制を従来の地域別から顧客カテゴリー別のグローバル組織に組み換え、さらにITインフラをグローバルベースで活用することにより両事業の成長を支えてまいります。

1) ビジネスモデルのモバイル、クラウドへの進化

普及が進んでいるスマートフォン、タブレット等のモバイル情報機器とクラウドコンピューティングによる新しいITプラットフォームに対応するため、当社製品ラインを従来のPC向けからモバイル情報機器分野及びクラウドをベースとしたアプリケーションとサービスを統合したエコシステムへと拡大してまいります。

2）新グローバル事業体制による統合強化と成長加速

グローバルな事業統合による成長を実現するため、平成27年４月より、従来の地域販社を中心とする販売体制から顧客カテゴリー別のグローバルビジネスユニット（事業部）への再編を行いました。これにより、地域に関わりなく各事業単位で顧客カテゴリーごとの戦略をグローバルに推進する体制を整え、事業成長を加速させてまいります。

3）モバイル製品ラインの強化、3D市場の拡大、新興市場への投資によるクリエイティブビジネス加速

従来のPC向けが中心であった当社の製品ラインに加えて、平成26年３月期より発売を開始したモバイル製品ラインは、今後も高い成長が見込まれています。これらのモバイル製品ラインに引き続き新製品を開発、投入し、市場の拡大を図ってまいります。また、デジタルデザインの最先端では3Dモデリングや3Dデザイン、3Dプリンティングといった分野の更なる進化と拡大が見込まれています。さらに、中国、インド、南米といった新興国においてもデザイン産業の拡大が見込まれております。当社はユーザーのニーズに応える新製品を投入し、グローバルな市場における事業基盤を強化していくことで、クリエイティブビジネス分野の積極的な拡大を図ってまいります。

4）新デジタル文具とクラウド統合による新たなコンシューマユーザーの獲得

近年のモバイル情報機器とソーシャルネットワークの急速な普及と発展によって、コンシューマのオリジナリティと発信力が大きく拡大しつつあります。また、スマートフォンやタブレットに加えて、アイデアを従来の紙とペンと同様に直観的に書きとめて共有できる新たなデジタル文具へのニーズも高まってきています。当社は、新たなデジタル文具の開発・投入とクラウドと統合された独自のエコシステムを構築し、新たなコンシューマ市場を創出してまいります。また、グローバルなWebコミュニケーションの活用により、コンシューマとモバイルユーザーに対するブランド認知を高め、ユーザーコミュニティーの形成を行ってまいります。

5) アクティブES方式電子ペン技術とWILL(Wacom Ink Layer Language)によるテクノロジー・ソリューション事業の拡大

テクノロジー・ソリューション事業においては、新たに量産を開始したアクティブES方式の電子ペンに顧客の注目が集まっています。従来からのEMR方式の電子ペンに加えて技術の複線化を図ることで、顧客に電子ペン採用の選択肢を増やし、市場の創出・拡大を図ってまいります。また当社が開発したWILLは、デジタルインクデータを標準化し、OSの違いを越えて交換や共有を可能とするもので、これによりデジタルインクの利用拡大と電子ペンの更なる普及を促進し、テクノロジー・ソリューション事業の拡大に寄与することを目指しています。

6) WILLとデジタルサインソリューションによるワークフローとセキュリティビジネスの強化

ビジネス・ソリューション分野では、デジタルサインの利用によるワークフローの効率向上と高いセキュリティが注目され、今後の拡大が見込まれています。これらの市場に対して、当社はサインタブレット製品だけでなく、WILLやサイン認証等のセキュリティ技術を活かしたサインソリューションを強化し、より迅速で効率的かつ安全な業務フローソリューションを提供してまいります。ハードウェア、ソフトウェアを統合したソリューションを顧客に提供することで金融、流通業界での浸透を図り、ビジネス・ソリューション分野の拡大につなげてまいります。

7) グローバルビジネスシステムの活用による効率とスピードと収益性の向上

現在構築中であるグローバルサプライチェーンやグローバルe-コマース（電子商取引）をはじめとした統合ITインフラを、統合的に活用することにより、生産から販売・顧客サポートに至るまでの効率とスピードを大幅に改善し、収益性の向上につなげてまいります。

上記戦略の実行に注力する一方で、テクノロジー・ソリューション事業においては、市場環境と顧客動向の変化が激しいため不確実性が高く、業績が不安定に推移すると予想されます。そのため、ユーザー層の更なる拡大を図り、今後の事業の安定性向上に取り組んでまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（平成27年３月31日現在）

当社グループの事業は、製品別に構成されており、以下のとおりになっております。

① ブランド製品事業
ペンタブレット及び関連するソフトウェアの開発・製造・販売

② コンポーネント事業
電子ペン、マルチタッチセンサー及びタッチパネルなどの部品及びモジュールの開発・製造・販売

③ その他
電気設計用CADシステムの開発・製造・販売

主要な製品は、次のとおりであります。

事　　業	主　要　製　品	売上高（千円）	売上構成比率(%)
ブランド製品事業	ペンタブレット、モバイル、ディスプレイ、スタイラスペン、タッチパッド、液晶サインタブレット、液晶ペンタブレット	43,625,486	58.5
コンポーネント事業	電子ペン、マルチタッチセンサー、タッチパネルの部品及びモジュール	30,277,172	40.6
その他	電気設計用CADシステム	654,802	0.9

(6) 企業集団の主要拠点等（平成27年３月31日現在）

本社・工場	埼玉県加須市豊野台二丁目510番地１
支社	東京支社　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号 住友不動産新宿グランドタワー31階
営業所	名古屋営業所（名古屋市） 大阪営業所（大阪市） 福岡営業所（福岡市）
子会社	ワコムヨーロッパ（ドイツ連邦共和国） ワコムテクノロジー（アメリカ合衆国） ワコムチャイナ（中華人民共和国） ワコムコリア（大韓民国） ワコムオーストラリア（オーストラリア連邦） ワコムホンコン（中華人民共和国） ワコムシンガポール（シンガポール共和国） ワコムタイワンインフォメーション（台湾） ワコムテクノロジーサービス（アメリカ合衆国） ワコムインディア（インド共和国）

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ブランド製品事業	632 (91) 名	54名減 (21名増)
コンポーネント事業	215 (37)	９名増 (－)
その他	34 (６)	－ (－)
全社（共通）	191 (21)	82名増 (13名増)
合計	1,072 (155)	37名増 (34名増)

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
474 (96) 名	2名増 (7名減)	42.2 歳	９年７ヶ月

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	300,000千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	200,000千円
株式会社埼玉りそな銀行	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　552,000,000株
② 発行済株式の総数　169,046,400株
③ 株主数　36,026名
④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
SAMSUNG ASIA PTE. LTD.	8,398,400株	5.04%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,178,700株	4.30%
BNYML-NON TREATY ACCOUNT	5,240,300株	3.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	4,910,300株	2.94%
株式会社ウィルナウ	4,840,000株	2.90%
株式会社惠藤洋治事務所	4,800,000株	2.88%
惠藤洋治	4,425,000株	2.65%
山田正彦	3,768,000株	2.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,661,600株	2.19%
THE BANK OF NEW YORK 133524	3,454,000株	2.07%

（注）持株比率は、自己株式2,438,000株を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年３月31日現在）

平成22年７月29日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　440個
・新株予約権の目的である株式の数
　176,000株（新株予約権１個につき400株）
・新株予約権の払込金額
　新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　104,000円（１株当たり　260円）
・新株予約権を行使することができる期間
　平成24年８月12日から平成27年８月11日まで
・新株予約権行使の条件
　新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員であることを要する
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	250個	100,000株	３名

平成24年７月30日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　220個
・新株予約権の目的である株式の数
　88,000株（新株予約権１個につき400株）
・新株予約権の払込金額
　新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　192,400円（１株当たり　481円）
・新株予約権を行使することができる期間
　平成26年８月17日から平成29年８月16日まで

・新株予約権行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員であることを要する

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	200個	80,000株	4名
社外取締役	20個	8,000株	1名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田正彦	
取締役	小見山茂樹	ジャパン・アジアパシフィック統括本部長
取締役	長谷川渉	財務本部長
取締役	山本定雄	技術開発本部長
取締役	藤島安之	互助会保証株式会社代表取締役社長
常勤監査役	水野晴夫	
監査役	蛯谷毅	蛯谷会計事務所代表
監査役	嘉村孝	アーバントリー法律事務所代表

（注）１．取締役藤島安之氏は、社外取締役であります。

２．監査役水野晴夫氏、監査役蛯谷毅氏及び監査役嘉村孝氏は、社外監査役であります。

３．監査役蛯谷毅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．監査役嘉村孝氏は、弁護士の資格を有しており、また企業のコンプライアンスの実務に長年かかわり、その視点から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．当社は、取締役藤島安之氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役	142,982	142,982	－	－	５名
（うち社外取締役）	(11,773)	(11,773)	(－)	(－)	（１名）
監査役	30,016	30,016	－	－	３名
（うち社外監査役）	(30,016)	(30,016)	(－)	(－)	（３名）
合計	172,998	172,998	－	－	８名
（うち社外役員）	(41,789)	(41,789)	(－)	(－)	（４名）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成５年６月28日開催の第10回定時株主総会において年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第11回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

４．当社は、平成22年６月24日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

・取締役藤島安之氏は、互助会保証株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、同社と当社の間に、特別の関係はありません。

ロ．当該事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役藤島安之	14回	100.0%	－	－
監査役水野晴夫	14回	100.0%	12回	100.0%
監査役蛯谷毅	14回	100.0%	12回	100.0%
監査役嘉村孝	14回	100.0%	12回	100.0%

ｂ．取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役藤島安之氏は、経営全般に関する助言、提言を適宜行っております。

・監査役水野晴夫氏は、企業活動の適法性、適正性確保のための発言を適宜行っております。

・監査役蛯谷毅氏は、公認会計士としての専門的立場から、主に企業会計の分野についての発言を適宜行っております。

・監査役嘉村孝氏は、弁護士としての専門的立場から、主に企業活動の適法性確保のための発言を適宜行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役又は社外監査役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、その負担すべき損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　あらた監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,500千円

（注）当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき相当な理由が生じた場合は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、株主総会に当該会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を提出いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

⑤ 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、ワコムヨーロッパは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査〔会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会の決議の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、企業活動の基本方針として、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を定め、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業活動の前提とし、企業文化の基礎とすることを徹底する。また、代表取締役社長を中心として全社的活動をもってその定着と推進に取り組む。
2. 当社機関として、取締役会と監査役会を設置する。取締役会は取締役会規則により設置・運営され、法令・定款に適合した内部統制の構築と推進、経営方針及び事業計画の策定と実施に責任を持つ。監査役会は監査役会規則に基づき設置・運営され、取締役の意思決定及び業務執行を監視する。
3. 取締役会は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、健全な社会規範の下に職務を遂行することを徹底し、特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む。
4. 経営と業務執行の責任の明確化及び効率化を図るために執行役員制度を導入する。各執行役員は、業務執行に関する内部統制の推進及び強化に対し責任を持つ。
5. 代表執行役員の直轄部署として、内部監査室を設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行を監査する。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、代表執行役員に対し報告を行う。
6. 関係会社の内部統制の推進と強化は、代表執行役員が各関係会社担当執行役員及び財務本部担当執行役員の補佐を受けてこれを行う。
7. 代表執行役員を委員長とするリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス、危機管理、情報セキュリティ及びその他の内部統制に関する重要な課題の把握・審議を行い、その結果に応じ対応策の実施、又は必要な通知、指導を役職員に対して行う。
8. 役職員がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に報告・通報を行うことができる窓口として、社外第三者機関委託によるリスクホットラインを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図る。通報は匿名を可能とし、通報者がそのことによる不利益を受けないことを確保する。
9. 代表執行役員を委員長とする人事委員会を設置し、職員の法令・定款・規則・規程等の違反行為について調査を行い、就業規則及び賞罰規程に基づき適切な処分を行い、その再発防止を図る。人事委員会の運営事務局は、HR室に置く。

10. 役員の法令違反等については、代表執行役員が取締役会及び監査役会に速やかに報告し、取締役会の指示決定に従うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 文書管理規程を定め、次の各項に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連文書とともに保存するものとする。

・株主総会議事録
・取締役会議事録
・経営戦略会議議事録
・リスク管理委員会議事録
・人事委員会議事録
・内部監査報告書
・その他、法令・文書管理規程に定める文書

2. 上記文書の保管期間と保管部署に関しては、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによるものとする。
3. 上記文書の保管場所及び保管方法は文書管理規程に定めるところによるものとし、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程その他の規程により業務決裁に関するプロセス・権限の明確化を行い、相互牽制によるリスク削減に努める。
2. 内部監査室は、内部監査規程に定めるところにより会社の業務活動が法令・定款・規則・規程等に準拠し、実行されているかについて監査を行う。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、代表執行役員に対し報告を行う。
3. リスク管理委員会は、定期的にコンプライアンス、危機管理、情報セキュリティ及びその他の内部統制に関する問題の把握・検討を行い、その結果に応じ対応・改善策を立案し実施する。また、役職員に対し必要な通知又は指導を行う。
4. 役職員がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に報告・通報を行うことができる窓口として、リスクホットライン規程に基づき、社外第三者機関委託によるリスクホットラインを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図る。
5. 危機管理担当者を置き、災害への対応計画の策定、情報セキュリティやコンプライアンス問題への対応やその他のリスク管理に関わる対応を行い、リスク管理委員会の事務局としてこれを補佐する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、執行役員規程に定める執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲し執行責任を明確にする。これにより、取締役は経営の迅速化・監督機能の強化等経営機能に専念し事業の構造改革を迅速かつ効率的に進める。

2. 取締役会は、原則として月１回開催し、経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗に関しての検討を行う。また、中期経営計画を決定し、毎期の事業部門ごとの事業計画と予算を承認し、月次及び四半期ごとに業績及び進捗を管理する。取締役会の運営事務局は、BA本部に置く。
3. 代表執行役員の諮問機関である経営戦略会議を原則として月２回開催し、事業計画の進捗と業務執行に関する個別課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行う。経営戦略会議の運営事務局は、財務本部に置く。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社取締役、執行役員、各部門の長及び関係会社の取締役は「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を全社に推進し、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業経営の前提として徹底する。
2. 関係会社管理規程に基づき、関係会社における内部統制の確立と運用を図り、業務及び業務決裁の適正を確保する。
3. 当社取締役、執行役員、各部門の長及び関係会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。
4. 代表執行役員は、当社及び関係会社の財務報告の適正性を確保するために、同報告に係る内部統制システムの構築を行い、その整備・運用を評価する。
5. 監査役は、法令及び定款に基づき関係会社の監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の勧告・指導、実施の支援・助言を行う。
6. 内部監査室は、社内規則・規程に基づき関係会社の内部監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、速やかに適切な要件を満たす職員の選任に努めるものとする。また、その決定に関しては常勤監査役の同意を前提とする。また、当該使用人の異動に関しては常勤監査役の同意を必要とするものとする。

また、内部監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会並びに代表執行役員へ報告する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その業務を取締役、内部監査室長等の指揮命令に優先するものとする。また、取締役は、監査業務の円滑な実施のために必要な業務上の調整と支援を行わなければならない。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び関係会社に重大な影響を及ぼす可能性のある事項、内部監査やリスク管理委員会で検討された内部統制上の重要な指摘や課題事項、リスクホットラインの運営状況などを速やかに報告するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定し代表取締役社長と協議する。また、内部監査室と重点監査内容の調整などを行い、監査効率の向上を図る。さらに、監査役会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

（注）上記には、当該事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、平成27年４月30日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合せて具体的かつ明確な表現に変更したものであります。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

①　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループが株主の皆様に還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的かつ中長期的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、ステークホルダーにも十分配慮した経営を行う必要があります。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株券等の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

②　当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、平成26年４月に「中期経営計画WAP1215(Wacom Action Plan for Changing Platform 1215）」を修正しましたが、その後の内外の事業環境の変化に鑑み、新たに「ワコム戦略経営計画（Wacom Strategic Business Plan）SBP-2019」を策定し、第36期（平成31年３月期）に連結売上高1,200億円、連結売上高営業利益率12%、連結株主資本利益率20%以上を達成することを財務目標としております。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要（買収防衛策）

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成25年６月開催の定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新しました。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20％以上となる株式の買付又は公開買付けを実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い（ⅰ）当社社外取締役、（ⅱ）当社社外監査役、又は（ⅲ）社外の有識者のいずれかに該当する委員３名以上で構成される独立委員会を設置し、独立委員会は外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と当社取締役会による代替案の提示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施）を取締役会に勧告します。

④　当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み及び本プランがいずれも基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、前記「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み」についての各施策はいずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランは基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。その理由は以下の(ｲ)ないし(ﾁ)に記載のとおりです。

(ｲ) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることを目的として導入されました。

(ハ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任に関する議案が承認されることにより導入されました。

また、当社取締役会は、一定の場合に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において、株主の皆様の意思を確認することとしています。さらに、本プランには、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動に際しては、独立性の高い社外取締役から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとしています。さらに、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(ホ) 当社取締役の任期は１年であること

当社は、取締役の任期を１年としております。従って、毎年の取締役の選任を通じても、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(ヘ) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(ト) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。

(チ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続と機動的な自己株式取得を基本方針としております。

配当の決定機関につきましては、当社は、「会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めております。

配当性向につきましては、内部留保を確保するとともに、当社へのグローバルな投資喚起を目的として連結ベースで40％以上を維持いたします。

配当の回数につきましては、配当事務にかかるコストも考慮し、配当原資が確定する期末日を基準とする年１回の現金配当を基本方針としております。

自己株式取得については、配当のように定期的な実施を基本方針とせず、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策として遂行してまいります。

なお、株主優待制度につきましては、配当や自己株式取得以外での利益還元を望まれない株主様もいらっしゃいますので、公平性の観点から導入せず、現金配当と自己株式取得による利益還元を継続する方針です。

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき１株当たり18円とさせていただきます。この結果、当期の配当性向は、連結ベースで86.3％となります。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	[40,187,505]	**流動負債**	[15,880,227]
現金及び預金	16,686,619	買掛金	9,203,455
受取手形及び売掛金	9,875,726	短期借入金	600,000
商品及び製品	7,701,801	未払費用	2,605,243
仕掛品	400,084	未払法人税等	613,674
原材料及び貯蔵品	2,114,966	賞与引当金	545,810
繰延税金資産	1,229,497	役員賞与引当金	59,270
その他	2,220,080	その他	2,252,775
貸倒引当金	△41,268	**固定負債**	[1,717,660]
固定資産	[11,269,352]	繰延税金負債	206,397
有形固定資産	(4,608,385)	退職給付に係る負債	813,059
建物及び構築物	1,685,985	資産除去債務	152,845
機械装置及び運搬具	706,506	その他	545,359
工具、器具及び備品	1,025,191	**負債合計**	17,597,887
土地	1,190,703	**純資産の部**	
無形固定資産	(5,441,836)	**株主資本**	[32,617,981]
ソフトウエア仮勘定	3,259,519	**資本金**	(4,203,469)
その他	2,182,317	**資本剰余金**	(7,550,743)
投資その他の資産	(1,219,131)	**利益剰余金**	(22,318,906)
投資有価証券	587,290	**自己株式**	(△1,455,137)
繰延税金資産	55,678	**その他の包括利益累計額**	[1,060,355]
その他	654,045	その他有価証券評価差額金	(27,370)
貸倒引当金	△77,882	為替換算調整勘定	(1,068,558)
		退職給付に係る調整累計額	(△35,573)
		新株予約権	[180,634]
資産合計	51,456,857	**純資産合計**	33,858,970
		負債・純資産合計	51,456,857

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		74,557,460
売上原価		44,507,160
売上総利益		30,050,300
販売費及び一般管理費		23,907,631
営業利益		6,142,669
営業外収益		
受取利息	59,772	
その他	57,808	117,580
営業外費用		
支払利息	9,652	
為替差損	168,004	
その他	17,981	195,637
経常利益		6,064,612
特別利益		
有形固定資産売却益	1,894	
新株予約権戻入益	6,792	
その他	21	8,707
特別損失		
有形固定資産売却損	461,483	
有形固定資産除却損	11,802	
投資有価証券売却損	9,179	
投資有価証券評価損	316,170	
事業構造改善費用	167,286	
その他	704	966,624
税金等調整前当期純利益		5,106,695
法人税、住民税及び事業税	1,126,549	
法人税等調整額	507,002	1,633,551
少数株主損益調整前当期純利益		3,473,144
当期純利益		3,473,144

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,203,469	7,563,702	21,710,864	△1,538,697	31,939,338
会計方針の変更による累積的影響額			48,095		48,095
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	4,203,469	7,563,702	21,758,959	△1,538,697	31,987,433
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,913,197		△2,913,197
当期純利益			3,473,144		3,473,144
自己株式の処分		△12,959		83,560	70,601
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△12,959	559,947	83,560	630,548
当連結会計年度末残高	4,203,469	7,550,743	22,318,906	△1,455,137	32,617,981

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	416,116	323,810	△27,772	712,154	147,836	32,799,328
会計方針の変更による累積的影響額						48,095
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	416,116	323,810	△27,772	712,154	147,836	32,847,423
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△2,913,197
当期純利益						3,473,144
自己株式の処分						70,601
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△388,746	744,748	△7,801	348,201	32,798	380,999
当連結会計年度変動額合計	△388,746	744,748	△7,801	348,201	32,798	1,011,547
当連結会計年度末残高	27,370	1,068,558	△35,573	1,060,355	180,634	33,858,970

貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	[27,236,353]	**流動負債**	[14,272,593]
現金及び預金	11,336,660	買掛金	8,788,912
受取手形	21,838	短期借入金	600,000
売掛金	8,840,135	未払金	2,994,687
商品及び製品	2,545,233	未払費用	552,329
仕掛品	372,877	未払法人税等	444,260
原材料及び貯蔵品	1,883,503	前受金	379,876
前払費用	116,852	預り金	34,965
繰延税金資産	416,228	賞与引当金	377,564
その他	1,704,027	その他	100,000
貸倒引当金	△1,000	**固定負債**	[1,238,225]
固定資産	[12,732,254]	退職給付引当金	759,693
有形固定資産	(3,492,271)	資産除去債務	149,733
建物	1,087,924	その他	328,799
構築物	4,593	**負債合計**	15,510,818
機械及び装置	583,076	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	753,617	**株主資本**	[24,249,785]
土地	1,063,061	**資本金**	(4,203,469)
無形固定資産	(5,301,710)	**資本剰余金**	(7,550,743)
ソフトウェア	1,698,162	資本準備金	4,044,882
ソフトウェア仮勘定	3,244,601	その他資本剰余金	3,505,861
その他	358,947	**利益剰余金**	(13,950,710)
投資その他の資産	(3,938,273)	利益準備金	22,456
投資有価証券	581,994	その他利益剰余金	13,928,254
関係会社株式	2,127,476	繰越利益剰余金	13,928,254
繰延税金資産	727,072	**自己株式**	(△1,455,137)
その他	572,997	**評価・換算差額等**	[27,370]
貸倒引当金	△71,266	その他有価証券評価差額金	27,370
		新株予約権	[180,634]
		純資産合計	24,457,789
資産合計	39,968,607	**負債・純資産合計**	39,968,607

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		61,222,827
売上原価		43,660,206
売上総利益		17,562,621
販売費及び一般管理費		14,708,081
営業利益		2,854,540
営業外収益		
受取利息	1,829	
受取手数料	21,171	
その他	15,988	38,988
営業外費用		
支払利息	6,581	
為替差損	504	
その他	165	7,250
経常利益		2,886,278
特別利益		
有形固定資産売却益	354	
新株予約権戻入益	6,792	7,146
特別損失		
有形固定資産売却損	456,572	
有形固定資産除却損	10,263	
投資有価証券売却損	9,179	
投資有価証券評価損	316,170	
その他	699	792,883
税引前当期純利益		2,100,541
法人税、住民税及び事業税	521,916	
法人税等調整額	75,369	597,285
当期純利益		1,503,256

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,203,469	4,044,882	3,518,820	7,563,702	22,456	15,290,100	15,312,556
会計方針の変更による累積的影響額						48,095	48,095
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,203,469	4,044,882	3,518,820	7,563,702	22,456	15,338,195	15,360,651
当期変動額							
剰余金の配当						△2,913,197	△2,913,197
当期純利益						1,503,256	1,503,256
自己株式の処分			△12,959	△12,959			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△12,959	△12,959	－	△1,409,941	△1,409,941
当期末残高	4,203,469	4,044,882	3,505,861	7,550,743	22,456	13,928,254	13,950,710

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,538,697	25,541,030	416,116	416,116	147,836	26,104,982
会計方針の変更による累積的影響額		48,095				48,095
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,538,697	25,589,125	416,116	416,116	147,836	26,153,077
当期変動額						
剰余金の配当		△2,913,197				△2,913,197
当期純利益		1,503,256				1,503,256
自己株式の処分	83,560	70,601				70,601
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△388,746	△388,746	32,798	△355,948
当期変動額合計	83,560	△1,339,340	△388,746	△388,746	32,798	△1,695,288
当期末残高	△1,455,137	24,249,785	27,370	27,370	180,634	24,457,789

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

株式会社ワコム
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　加藤真美　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　山本昌弘　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ワコムの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．　重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は、平成27年４月21日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を実行した。

2．　重要な後発事象に関する注記（自己株式の取得及び自己株式の公開買付け）に記載されているとおり、会社は、平成27年４月30日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

株式会社ワコム
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　加藤真美　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山本昌弘　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ワコムの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．　重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は、平成27年４月21日開催の取締役会決議に基づき、資金の借入を実行した。

2．　重要な後発事象に関する注記（自己株式の取得及び自己株式の公開買付け）に記載されているとおり、会社は、平成27年４月30日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、コンプライアンス及び内部統制システムに関しての重点監査項目を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に掲載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について確認いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあらた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその事業及び財産の状況を調査するとともに、内部監査室からも監査の報告を徴しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知をうけ、必要に応じ説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月29日

株式会社ワコム　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	水野 晴夫	㊞
社外監査役	蛯谷　毅	㊞
社外監査役	嘉村　孝	㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これにともない、新設する監査等委員および監査等委員会に関する規定の追加、廃止となる監査役及び監査役会に関する規定を削除するものであります。また、会社法改正にともない責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が社外取締役でない非業務執行取締役まで拡大されたことから、所要の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条	第１条
〜　（条文省略）	〜　（現行どおり）
第３条	第３条
（機関の設置）	（機関の設置）
第４条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	第４条　当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。
第５条	第５条
〜　（条文省略）	〜　（現行どおり）
第18条	第18条
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数）	（員　数）
第19条　当会社の取締役は10名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新　設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選　任）	（選　任）
第20条　当会社の取締役は、株主総会において選任する。	第20条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
③　（条文省略）	③　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	（補欠の監査等委員）
（新　　設）	第21条　当会社は、法令で定めた監査等委員である取締役の員数を欠くことになるときに備えて、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新　　設）	②　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（任　期）	（任　期）
第21条　当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条　当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	②　前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第22条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
第23条　（条文省略）	第24条　（現行どおり）
（招集通知）	（招集通知）
第24条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第25条　当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第25条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、同第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。	第26条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、同第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役との間に、同第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第26条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（決議の省略） 第27条 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときを除く。	（決議の省略） 第28条 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（議事録） 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（議事録） 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条　（条文省略）	第30条　（現行どおり）
	（重要な業務執行の決定の委任） 第31条 前条にかかわらず取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって、同条第５項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（招集通知） 第34条　当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　　設）	（決　議） 第35条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　　設）	（議事録） 第36条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。
（新　　設）	（監査等委員会規則） 第37条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第５章　監査役および監査役会	（削　　除）
（員　数） 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　　除）
（選　任） 第32条　監査役は、株主総会において選任する。	（削　　除）
②　前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
③　法令または本定款で定めた監査役の員数を欠くことになるときに備えて株主総会の決議によって補欠の監査役を選任することができる。	（削　　除）
④　補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除）	
第33条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、同第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。	（削　　除）
②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外監査役との間に、同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削　　除）
（任　期）	
第34条　当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　　除）
②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（常勤の監査役）	
第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　　除）
（招集通知）	
第36条　当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　　除）
②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削　　除）
（決　議）	
第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（議事録）	
第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削　　除）
（監査役会規則）	
第39条　当会社の監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査に関する重要な報告を受け、協議を行い、または決議をする。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。その運営については、監査役会において定める監査役会規則による。	（削　　除）
（報酬等）	
第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
第41条 〜 第44条	第38条 〜 第41条
（条文省略）	（現行どおり）
	附　　則
	（監査役の責任免除に関する経過措置）
（新　　設）	第１条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、第32回定時株主総会終結前の行為に関する同第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度で、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（５名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまだ　まさひこ 山田　正彦 昭和33年３月31日	昭和61年４月　当社入社 平成８年６月　当社取締役電子機器事業部長 平成11年４月　当社常務取締役電子機器事業部長 平成15年６月　当社取締役兼専務執行役員 平成16年４月　当社代表取締役副社長兼代表執行役員 平成16年６月　当社代表取締役社長兼代表執行役員 平成27年４月　当社代表取締役社長 チーフエグゼクティブオフィサー（現任）	3,768,000株
2	こみやま　しげき 小見山　茂樹 昭和34年３月28日	昭和56年４月　シチズン時計株式会社入社 平成12年１月　ハンドスプリング株式会社代表取締役社長 平成14年12月　日本ＳＧＩ株式会社入社 同社マーケティング本部長 平成16年３月　当社執行役員オペレーションズ統括担当 平成17年６月　当社取締役兼執行役員オペレーションズ統括担当 平成22年４月　当社取締役兼執行役員ジャパン・アジアパシフィック統括本部長 平成27年４月　当社取締役エグゼクティブ・バイスプレジデント ビジネス・ソリューション担当兼エンジニアリング・ソリューション担当（現任）	12,800株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	長谷川（はせがわ） 渉（わたる） 昭和34年３月26日	昭和57年４月　住友電気工業株式会社入社 平成12年６月　シスコシステムズ株式会社入社 平成14年４月　日本オラクル株式会社入社 同社経理部長 平成16年６月　当社執行役員財務本部長 平成17年６月　当社取締役兼執行役員財務本部長 平成27年４月　当社取締役エグゼクティブ・バイスプレジデント チーフファイナンシャルオフィサー（現任）	4,800株
4	山本（やまもと） 定雄（さだお） 昭和36年４月13日	昭和62年３月　当社入社 平成10年４月　当社電子機器事業部基礎開発部ジェネラルマネージャー 平成11年６月　当社取締役 平成16年６月　当社取締役兼執行役員Ｒ＆Ｄ統括担当 平成22年４月　当社取締役兼執行役員Ｒ＆Ｄ推進室ジェネラルマネージャー 平成26年４月　当社取締役兼執行役員技術開発本部長 平成27年４月　当社取締役 チーフテクノロジーオフィサー（現任）	752,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	ふじ しま やす ゆき 藤島安之 昭和22年３月25日	昭和44年７月　通商産業省入省 平成９年７月　日本銀行政策委員会 経済企画庁代表委員 平成10年７月　外務省パナマ共和国駐箚特命 全権大使 平成13年８月　日商岩井株式会社業務顧問 平成14年６月　同社常務執行役員 平成14年11月　当社取締役（現任） 平成15年４月　日商岩井株式会社取締役専務 執行役員 平成16年４月　双日株式会社取締役専務執行 役員 平成17年10月　同社代表取締役専務執行役員 平成20年４月　同社副社長執行役員 平成22年４月　同社顧問 平成22年８月　互助会保証株式会社代表取締 役社長（現任）	95,000株

（注）１．当社と各候補者との間に、特別の利害関係はありません。
２．藤島安之氏は、社外取締役候補者であります。同氏のこれまでの経験や幅広い知識を当社の経営に活かしていただきたく、選任をお願いするものであります。
３．藤島安之氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって12年７ヶ月であります。
４．当社と藤島安之氏の間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏が取締役に選任された場合は、同内容の契約を継続する予定であります。
５．当社は、藤島安之氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みずの　はるお 水野　晴夫 昭和18年10月16日	昭和42年４月　日本レミントン・ユニバック株式会社（現日本ユニシス株式会社）入社 平成元年４月　日本ユニシス株式会社文書部長 平成11年７月　同社理事 平成14年７月　同社参事 平成16年６月　当社常勤監査役（現任）	10,000株
2	えびたに　たけし 蛯谷　毅 昭和18年９月23日	昭和47年９月　公認会計士登録 昭和60年６月　蛯谷会計事務所設立 同所代表（現任） 平成11年６月　当社監査役（現任）	80,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	嘉村（かむら）　孝（たかし） 昭和25年11月16日	昭和50年４月　司法修習生 昭和52年４月　裁判官任官 昭和58年５月　弁護士登録 昭和60年４月　嘉村孝法律事務所（現アーバントリー法律事務所）設立 同所代表（現任） 平成12年４月　明治大学大学院講師（現任） 平成14年６月　当社監査役（現任）	―

（注）１．当社と各候補者との間に、特別の利害関係はありません。
２．水野晴夫氏、蛯谷毅氏、嘉村孝氏は、社外取締役候補者であります。
３．水野晴夫氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、これまでの実務及び当社監査役としての豊富な経験や知識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
４．蛯谷毅氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、これまでの公認会計士及び当社監査役としての豊富な経験や知識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
５．嘉村孝氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、これまでの弁護士及び当社監査役としての豊富な経験や知識を有していることから、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
６．当社と現在社外監査役である水野晴夫氏、蛯谷毅氏、嘉村孝氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社と各氏との間で、改めて同内容の契約を締結する予定であります。
７．水野晴夫氏、蛯谷毅氏、嘉村孝氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、各氏が社外取締役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
藤島安之（ふじしま　やすゆき） 昭和22年３月25日	昭和44年７月　通商産業省入省 平成９年７月　日本銀行政策委員会 経済企画庁代表委員 平成10年７月　外務省パナマ共和国駐箚特命全権大使 平成13年８月　日商岩井株式会社業務顧問 平成14年６月　同社常務執行役員 平成14年11月　当社取締役（現任） 平成15年４月　日商岩井株式会社取締役専務執行役員 平成16年４月　双日株式会社取締役専務執行役員 平成17年10月　同社代表取締役専務執行役員 平成20年４月　同社副社長執行役員 平成22年４月　同社顧問 平成22年８月　互助会保証株式会社代表取締役社長（現任）	95,000株

（注）１．当社と候補者との間に、特別の利害関係はありません。

２．藤島安之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。同氏のこれまでの経験や幅広い知識を当社の経営に活かしていただきたく、選任をお願いするものであります。

３．藤島安之氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって12年７ヶ月であります。

４．当社と藤島安之氏の間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏が取締役に就任した場合は、同内容の契約を継続する予定であります。

５．当社は、藤島安之氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬は、平成５年６月28日開催の第10回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社に移行するため、改めて会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じ。）の報酬額について、ご承認をお願いするものであります。

取締役の報酬額につきましては、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は、年額50,000千円以内。）としたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の当社取締役は、５名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役は、５名（うち社外取締役１名）となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、ご承認をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の報酬額につきましては、経済情勢など諸般の事情も考慮し、年額50,000千円以内としたいと存じます。

なお、第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は、３名となります。

第７号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資するため、以下の要領により、当社及び当社関係会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条に規定される取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、別枠の報酬として当社取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、後記により算定される新株予約権１個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額となります。

なお、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」をご承認いただいた場合、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く割当を受ける当社取締役は４名となり、当社取締役への新株予約権の割当数は1,600個を上限とします。

当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

また、当社は、新株予約権が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資することを目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は、当社取締役への報酬として相当なものであると考えております。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社関係会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資するため、以下の要領により新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当の対象者

当社及び当社関係会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式に

より付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

総数は8,000個（うち社外取締役及び監査等委員である取締役を除く当社取締役に対する割当分1,600個）を上限とする。

なお、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式800,000株を上限とし、前項(2)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、その前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）に1.025を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間
割当日後２年を経過した日から３年間とする。
(7) 新株予約権の行使の条件
① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。
③ 新株予約権の相続は、これを認めない。
④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
(8) 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案が株主総会で承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
(9) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(11) 新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
(12) 新株予約権の公正価額
新株予約権１個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件を基に、ブラックショールズモデルを用いて算定するものとする。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番３号
ベルサール新宿グランド　１階
イベントホール
TEL　03（3362）4791

●交通のご案内

・地下鉄丸ノ内線西新宿駅　１番出口　徒歩約３分